

答 申 書
(答 申 第 248 号)
平成 29 年 9 月 4 日

1 審査会の結論

別紙 1 の浄化槽法に基づく検査内容等に係る開示請求に対し、対象公文書の一部を不存在としたことは、妥当である。

2 審査請求の経過並びに審査請求人の主張及び実施機関の説明の要旨
省略

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の内容は、別紙 1 のとおりである。

北海道知事（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に対して、別紙 2 のとおり対象公文書を特定した。

(2) 本件諮問事案における審議について

実施機関は、本件開示請求に係る対象公文書を全部開示文書と不存在文書に分類し、平成 28 年 11 月 11 日付け循環第 1093 号で公文書一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

審査請求人（以下「請求人」という。）は、本件処分について、以下のとおりの理由で処分の変更を求めていることから、本件処分の妥当性について判断する。

- ・開示文書が分かり難く、間違いが多く訂正の上、再開示を求める。
- ・審査請求に係る処分を、「全部を開示する」処分に変更を求める。
- ・交付を受けた間違文書は、訂正後、無料で請求者に交付すること。
- ・本来であれば 1 回で済む所、間違文書、開示内容が不適正なため何回も北海道十勝総合振興局に出向いて書類を確認している。今後も再開示を受けるため行く必要があるため旅費支給を検討頂きたい。

(3) 本件処分における全部開示文書の妥当性について

ア 請求人は、本件全部開示文書について、次のように主張する。

- ・開示請求書に従った開示をすべきであり、北海道の保有する公文書に合わせた開示内容なので分からない。開示請求者に分かり易い様開示すべきである。
- ・開示文書に説明がなく、開示請求をしたどの部分の開示情報なのか確定できない。
- ・各文書とも決裁をした起案文書等の開示がなく誰が、何時、何のために作成した文書なのか不明で証拠書類として確認できない。起案文書等を添付すべきである。

イ それに対して、実施機関は、請求人の求めに応じて、請求された文書と開示文書の対照表を交付し、年度毎に付箋を付し、文書の特定ができるようにしていると説明する。

また、情報公開制度は開示請求を受け付けた時点で保有する公文書について開示請求するものであり、保有していない文書を取り寄せて開示することや、情報を取得して提供することまでを義務付けているものではなく、公文書を修正して開示することは適切ではないと主張する。

ウ 北海道情報公開条例（平成 10 年北海道条例第 28 号）第 2 条第 2 項で「公文書」とは、「実施機関が作成し、又は取得した文書、図面及び写真並びに電磁的記録であって、当該実施機関が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものをいう。」としている。

本件の全部開示文書については、開示請求に対して実施機関が特定したものであるが、特定した公文書については、文書の内容に誤りがあっても、加筆、修正等の文書の改ざんをせず、その状態のまま開示することが開示請求の原則である。

また、情報公開制度は、対象となる実施機関が保有する公文書について、開示請求することができるものであり、保有していない文書を取り寄せて開示することや、情報を取得して提供することまでを義務付けているものではない。

従って、本事案の全部開示文書については、実施機関の対応は妥当であると判断する。

また、北海道公文書開示事務取扱要綱（平成13年3月30日付け総務部長決定）第3 公文書開示事務の2の(2)のアによると、「開示請求に係る公文書については、文書分類表等により検索し、又は事務担当課等と十分に連絡を取り当該公文書の存在の有無を確認するとともに、可能な限りその名称又は内容等を特定するものとする」とある。

請求人は今回、開示文書がどの部分の開示請求にあたるのか分からないと主張しており、実施機関は開示前に請求人と開示を求める公文書と実施機関の特定した対象公文書の範囲について打ち合わせを行い、起案文書等が必要である場合は、別に、その開示請求を受け付けるなど、請求者に対して分かり易い開示への対応が必要であると考ええる。

(4) 本件処分における不存文書の妥当性について

次に、別紙2の2の不存文書について、その妥当性を判断する。

ア まず、(1)であるが、実施機関は平成21年度以前については、保存期限が過ぎたため廃棄したとしており、請求人は、廃棄しているのであれば文書管理規定等を示すべきとしている。

審査会として、文書管理規定により対象公文書の保存年限を確認したところ、既に保存期間が過ぎていることが確認できたため、不存について妥当であると判断する。

また、これについても、開示請求の内容確認の際に、対象公文書の保存年限について請求者と確認をしていれば、文書管理規定を示すことも可能であったことから、実施機関の丁寧な対応が必要であると考ええる。

イ 次に、(2)及び(4)であるが、実施機関は調査をしていないため不存であるとしている。

これに対して、請求人は、調査のうえ情報開示すべきとしているが、開示請求は、保有していない文書を取り寄せて開示することや、情報を取得して提供することまでを義務付けているものではないことから、請求人の主張には理由がないと判断する。

ウ 次に、(3)であるが、実施機関は平成26年度から調査項目とされたことからそれ以前の情報は取得していないとしており、請求人は環境省のホームページ情報から、北海道がこの情報を持っていない事はあり得ないとしている。

これについては、平成25年以前は、市町村毎の調査項目としておらず、北海道浄化槽協会から北海道全体の情報を受け、これを環境省に報告したものであるため不存となっている。

また、平成27年度の検査結果については、開示請求時点で調査結果の取りまとめが完了していなかったため不存となっていることから、これらの不存については妥当であると判断する。

エ 最後に(5)及び(6)であるが、実施機関は調査をしていないため不存であるとしているが、請求人は、この事務は市町村に移譲していない業務であることから、北海道が持つべき情報であり、全国的に処分件数がないことが環境省のホームページで明らかであることから、処分実績がないとして文書が不存であると主張する。

これについて、実施機関に確認したところ、処分に対する報告は道で管理すべき情報であり、処分実績がないため不存であることが確認された。

実施機関の弁明書には「調査を行っていないため公文書は存在しない」とあり、これは明らかに誤りであると認められる。

(5) 請求人のその他の主張について

請求人のその他の主張は、条例の解釈適用を左右するものではないと考えられることから、いずれも採用

することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

(6) 附帯意見について

(4)のエでも述べたが、実施機関の弁明書の不存在理由について誤りがあった。

審査請求における弁明書は、処分内容及び理由を請求人に明らかにするものであり、その内容に誤りがあることは、請求人が反論書を提出するうえでも、大変問題のある事務処理であると言える。

今後、実施機関においては、文書の特定、処分理由等に誤りがないよう慎重で適切な事務処理を行っていくことを強く望むものである。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成29年3月31日	○ 諮問書の受理（諮問番号553） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②審査請求書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書一部開示決定通知書の写し、⑤審査請求の概要、⑥弁明書の写し、⑦反論書の写し、⑧対象公文書の写し）の提出
平成29年4月5日	○ 本件諮問事案の審議を第三部に付託
平成29年6月22日 （第三部会）	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
平成29年7月25日 （第三部会）	○ 答申案骨子審議
平成29年8月22日 （第91回審査会）	○ 答申案審議
平成29年9月4日	○ 答申

別紙 1

北海道知事が浄化槽法第57条第1項の規定により検査を指定している公益社団法人 北海道浄化槽協会の検査内容について

1. 北海道の全市町村毎の平成6年度～直近までの合併浄化槽、単独浄化槽の5人槽、7人槽、10人槽の大きさ毎の検査基数等と法による処分内容等。
 - (1) 法第5条第1項の設置等の届出基数、未届出基数と届出率、法第7条の設置後等の水質検査基数、未受検基数と受検率、法第11条の定期検査基数、未受検基数と受検率。法第11条の2に基づく浄化槽の廃止届出基数。
 - (2) 法第7条の検査後、12ヶ月を超えて法第11条の定期検査を実施した13ヶ月以上の月数毎の検査基数と未検査基数。
 - (3) 法第5条第2項、第3項、法第7条の2第1項～第3項、法第12条第1項・第2項、法第12条の2第1項～第3項による変更命令、勧告、処分、命令等を受けた浄化槽管理者数と基数。
 - (4) 法第62条、法第63条、法第66条の2、法第68条の罰則を受けた浄化槽管理者数と基数。
2. 法に関する件で地方自治法に基づき知事の権限に属する事務を市町村に移譲して処理することを定めた相互の関係文書。移譲済市町村名と未移譲市町村名。
3. 北海道知事が公益社団法人 北海道浄化槽協会を指定した理由と関係文書。
4. 上記関係文書の存否については、根拠を持って示して下さい。

別紙 2

1 全部開示文書

- (1) 北海道権限委譲事務交付金算出内訳書（平成22年から26年度まで）
- (2) 浄化槽の指導普及に関する調査【浄化槽法第7条検査結果】（平成26年度）
- (3) 浄化槽の指導普及に関する調査【浄化槽法第11条検査結果】（平成26年度）
- (4) 浄化槽の指導普及に関する調査【行政処分等の件数の報告書】（権限未移譲5町に限る。平成22年から26年度まで）
- (5) 浄化槽法にかかる事務権限の市町村への移譲について
- (6) 道から市町村への権限移譲に係る協議に係る文書（事例：中札内村）
- (7) 道から市町村への権限移譲に係る協議に係る通知文（事例：中札内村）
- (8) 決定書「指定検査機関の指定について」（昭和61年6月10日付け決定）

※ 当該事業は一部を除き市町村に権限を移譲しているため、北海道が市町村に交付する権限移譲事務交付金の算定内訳及び環境省の浄化槽行政組織調査等で把握している件数・基数です。

2 不存在文書

公文書の名称	不存在理由
(1) 北海道の全市町村毎の平成6年度～直近までの合併浄化槽、単独浄化槽の5人槽、7人槽、10人槽の大きさ毎の検査基数等と法による処分内容等	平成21年度分以前については、保存期限の満了により廃棄しており、現に管理していない。 また、5・7・10人槽の区分については、当該区分による調査・報告は行っていないことから、当該情報に係る文書は取得していないため。 なお、1の(1)において、平成22年度から26年度までの人槽区分の無い基数等について開示していません。
(2) 法第5条第1項の設置等の未届け基数と届出率	左記情報は、調査していないため。
(3) 法第7条の設置後等の水質検査基数、未受検基数と受検率、法第11条の定期検査基数、未受検基数と受検率	左記情報は、平成26年度から調査項目とされたことから平成25年度以前の情報は取得していない。
(4) 法第7条の検査後、12ヶ月を超えて法第11条の定期検査を実施した13ヶ月以上の月数毎の検査基数と未検査基数	左記情報は調査していないため。
(5) 法第5条第3項による変更命令を受けた浄化槽管理者数と基数	左記情報は調査していないため。
(6) 法第62条、法第63条、法第66条の2、法第68条の罰則を受けた浄化槽管理者数と基数	左記情報は調査していないため。